

改正の流れ

2005年改正	施設給付が見直し、予防給付新設→予防重視型へ転換 食費や居住費が保険の対象外に 地域包括支援センター、地域密着型サービス創設 地域支援事業創設
2008年改正	業務管理体制の整備 介護事業者本部への立入り検査 不正事案の再発防止策が強化
2011年改正	市町村の介護事業への取り組み推進、医療と介護の連携強化 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス創設 市町村判断による介護予防・日常生活支援総合事業の実施 地域密着型サービスの公募・選考の導入 サービス付高齢者向け住宅の供給促進 介護福祉士、介護職員等による療の吸引実施 地域包括ケアシステム
2014年改正	地域支援事業を三本立てに再編 特養入所要件見直し→介護3以上 所得のある利用者自己負担が2割に引き上げ 地域密着型通所介護創設
2018年改正	介護医療院創設 共生型サービス 認定期間延長 24→36 高所得者は2割負担→3割に アウトカム評価/ICT活用
2020年改正	感染症・災害対策強化 科学的介護推進 社会福祉連携推進法人

一貫してずっと
地域包括ケア
を推進してる。

